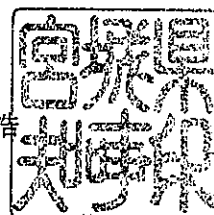


公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和元年8月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 有限会社築館クリーンセンター
 - (2) 住所 宮城県栗原市築館字上高森49番地5
 - (3) 代表者の氏名 柏木 裕
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県栗原市築館字上高森49番地3, 49番地25
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
汚泥の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号）
廃プラスチック類の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号）
産業廃棄物の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第13号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）

燃え殻	84.24トン/日	(3.51トン/時間)	24時間稼働
汚泥	77.28トン/日	(3.22トン/時間)	24時間稼働
廃酸	72.96トン/日	(3.04トン/時間)	24時間稼働
廃アルカリ	72.96トン/日	(3.04トン/時間)	24時間稼働
廃プラスチック類	52.56トン/日	(2.19トン/時間)	24時間稼働
紙くず	115.44トン/日	(4.81トン/時間)	24時間稼働
木くず	115.44トン/日	(4.81トン/時間)	24時間稼働
繊維くず	103.68トン/日	(4.32トン/時間)	24時間稼働
動植物性残さ	74.4トン/日	(3.1トン/時間)	24時間稼働
動物系固形不要物	94.08トン/日	(3.92トン/時間)	24時間稼働
ゴムくず	37.92トン/日	(1.58トン/時間)	24時間稼働
金属くず（専焼しない）			
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（専焼しない）			
混焼	120トン/日	(5トン/時間)	24時間稼働

- 6 許可年月日
令和元年8月7日
- 7 許可番号
10-94-0
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課
宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）